



議案第 三五号

三朝町税条例の一部を改正する条例について

三朝町税条例の一部を別紙のとうり改正する

昭和三十九年三月十一日提出

三朝町長 坂出雅巳

昭和卅九年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長 矢野泰雄

三 朝 町 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

三 朝 町 税 条 例 (昭 和 三 十 三 年 三 朝 町 条 例 第 十 号) の 一 部 を 次 の 通 り 改 正
す る

第 二 十 条 を 削 除 す る

第 六 十 二 条 中 「 百 分 の 三 〇 」 を 「 百 分 の 二 〇 」 に 改 め 但 し 書 中 「 百 分 の 二 〇 」
を 「 百 分 の 二 六 」 に 改 め る

附 則

一 この 条 例 は 昭 和 三 十 九 年 四 月 一 日 か ら 施 行 す る

二 改 正 前 の 条 例 に よ っ て 賦 課 又 は 徴 收 す べ き 固 定 資 産 税 及 び 督 促 手 数

料 に つ い て は 従 前 の 例 に よ る